

倶知安町子ども医療費助成制度について



1. 対象となる方と助成の内容（健康保険適用の自己負担額を助成します）

倶知安町に住民登録のある0歳から18歳到達年度末までの子どもが対象です。

対象者	助成内容	自己負担額	受給者証区分
0歳～18歳 到達年度末	入院・通院 及び指定訪問看護	初診時一部負担金のみ 医科：580円 歯科：510円 ※指定訪問看護基本利用料は町が 独自助成します。	『子初』・『子課』

- 特定医療費（指定難病、特定疾患医療）、小児慢性特定疾病医療、自立支援医療など、他の公費制度で医療費の助成を受けることができる方・受けている方は、その公費制度を優先使用してもらいます。

【注意】次のものは助成対象になりません。

- 医療保険の適用を受けないもの（予防接種・健康診断料・容器代・おむつ代・入院時の食事代・病衣など）や大病院へ紹介状なしで初診診療を受けた場合の保険外併用療養費
- 学校や幼稚園・保育所内でのケガ等で日本スポーツ振興センターから医療費が支給される場合は受給者証は使用できません。



2. 受給者証の交付申請について

- 持ち物** ・健康保険証またはその証明書（親と子が別の保険に加入していても申請できます）
 ・（転入の方のみ）1～7月申請の方は前年1月1日時点、8～12月申請の方は今年1月1日時点で住民登録地が倶知安町でない方は、生計維持者・世帯員全員の所得課税証明書（所得額、控除額、扶養人数、市区町村民税額の記載が全てあるものに限ります）

3. 受給者証の使用方法について

北海道内の保険医療機関等を受診するときに、健康保険証・他の公費制度の受給者証と一緒に提示してください。北海道外の保険医療機関では使用できません。

北海道外での受診等、医療機関窓口で受給者証の提示ができなかった場合や、特定医療費（指定難病、特定疾患医療）受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証を使用して自己負担額を支払った場合は、後日次のものを持参の上、役場国保医療係で助成申請を行っていただきます。

- 持ち物**
- ・保護者名義の通帳など口座内容が分かるもの
 - ・領収書（保険適用の診療で、受診者氏名、診療月、発行日、受領額の記入があり、医療機関の領収印があるもので、支払ってから2年以内のもの）
 - ・子ども医療費受給者証並びに健康保険証またはその証明書
 - ・特定医療費（指定難病、特定疾患医療）、小児慢性特定疾病医療、自立支援医療など他の公費制度の各受給者証と自己負担上限額管理票



4. 治療用装具を作った場合の払い戻し手続きについて

① 倶知安町の国民健康保険証をお持ちの方

→ 前頁「3」の持ち物に加え、治療用装具領収書・医療機関証明書を用意の上、手続きしてください。
また国保の場合、世帯主名義の通帳などの口座内容がわかるものと印鑑が必要になります。

② ①以外の健康保険の方

→ 事前に治療用装具領収書と医療機関証明書のコピーを準備しておき、加入している健康保険へ払い戻し申請を先に手続きし、**健康保険から支給通知書を受領した後**、前頁「3」の持ち物に加えて、支給通知書原本・治療用装具領収書コピー・医療機関証明書コピーを用意の上、手続きしてください。

5. 高額療養費や付加給付について

倶知安町が支払った医療費に対し、保険者から高額療養費や付加給付が支給された場合は、町に返還していただくことになります。

6. 学校等管理下で負傷し、医療機関で子ども医療費受給者証を使用した場合

治療に要する費用として日本スポーツ振興センター等から給付金が支払われた場合には、倶知安町が負担した医療費相当額を返還していただきます。

7. 交通事故等、第三者行為による傷病の場合

治療の際に子ども医療費受給者証を使用する場合には、事前に役場国保医療係へ連絡してください。
その際、書類の提出を依頼することがありますので、必ず提出をお願いします。

8. 受給者証の再交付について

受給者の方が使用している健康保険証を持参して、役場国保医療係で再交付の申請届出の上、受給者証の再交付を受けてください。

9. 各種変更届について

下記に該当する変更があった場合は、健康保険証と子ども医療費受給者証を持参して、役場国保医療係に届出してください。

- ・ 倶知安町内で転居したとき
- ・ 健康保険証の内容が変わったとき
- ・ 氏名が変わったとき
- ・ 生計維持者が変わったときや、生計維持者の方の住所または氏名が変わったとき

10. 受給者証の返却について

受給者の方が下記に該当した場合は、すみやかに子ども医療費受給者証を持参して、役場国保医療係(③番窓口)へ返却・届出をしてください。

- ・ 倶知安町外へ転出するとき
- ・ 生活保護を受けることになったとき
- ・ 医療保険の資格がなくなったとき
- ・ 重度心身障がい者又はひとり親家庭等の医療費助成制度の受給者になったとき
- ・ 児童福祉法の措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託され、又は、児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けるようになったとき

11. 受給者証の更新について

毎年7月に所得の審査を行い、受給資格がある場合は、8月1日～翌年7月31日の1年間有効の受給者証を7月末までに送付します。なお、2歳、6歳、12歳、中学生以上の方は有効期限が異なります。



〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
倶知安町役場 福祉医療課保健医療室 国保医療係 ③番窓口
電話番号 0136-56-8006

